

相続による所有権移転登記に必要な書類と登録免許税

1 登記申請書

登記申請書の様式・記載例は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>) をご覧ください。

2 添付情報

(1) 登記原因証明情報

ア 被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）

イ 相続人であることが分かる相続人の戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）
なお、被相続人の除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

※ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。

※ 被相続人の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合には、その間の経緯が分かる被相続人の本籍の記載のある住民票除票又は戸籍の附票等の写しが必要となります。

(2) 住所証明情報

申請する不動産を相続した相続人全員（申請人）の住民票の写し

(3) 代理権限証明情報

申請人となる相続人が、代理人に申請を委任する場合には、委任状が必要となります。

3 登録免許税

登録免許税の税額は、課税価格に1000分の4を乗じて、100円未満の端数があるときは切り捨てた額となります。

なお、計算した額が1000円未満であるときは1000円となります。

※ 課税価格は、相続した不動産の市町が管理している固定資産課税台帳の評価額の合計で、1000円未満を切り捨てた額です。

※ 計算した課税価格が1000円未満であるときは1000円となります。

※ 固定新課税台帳の評価額は、市町から送付された「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の課税明細書」又は市町が発行する「固定資産評価証明書」（有料）で、ご確認ください。

※ 登記申請書に、課税証明書（課税明細）の写し又は固定資産評価証明書の原本を添えて提出してください。

※ 登録免許税は、収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください。

- ◎ 御不明な点等がありましたら、最寄りの法務局、地方法務局又はその支局、出張所に御相談ください。津地方法務局管内での登記相談の御予約は、津地方法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/tsu/static/fudousanlink.htm>) を御覧ください。御相談は、あらかじめ電話で相談の日時を御予約ください。